

[一般財団法人消防試験研究センター]

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和5年3月までに、所定外労働時間を一人当たり月平均15時間以下を達成するため、ノー残業デーの周知徹底を図る。

<対策>

- 令和2年4月～ 各課、各支部で所定外労働時間の現状を把握し、ノー残業デーの設定と実行を徹底する。
現状を踏まえ、それぞれで縮減対策を具体的に定め、所定外労働時間の縮減を目指す。
- 令和2年12月～ 各課、各支部で所定外労働時間の取得状況を総務課へ報告し、所定外労働時間の縮減対策を評価し、来年以降の実行に向けた見直しを図る。
- 令和3年1月～ 各課、各支部で見直しを基に、所定外労働時間の縮減を目指す。

目標2：令和5年3月までに、年次有給休暇（夏季休暇を除く）の取得日数を、一人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 各課、各支部で年間スケジュールを確認し、スケジュールを基に、閑散期に計画的な年次有給休暇の取得を呼びかける。
- 令和2年12月～ 各課、各支部で年次有給休暇の取得状況を総務課へ報告し、年次有給休暇の取得対策を評価し、来年以降の取得促進に向けた見直しを図る。
- 令和3年1月～ 各課、各支部で見直しを基に、年次有給休暇の計画的な取得を目指す。